

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

番号	業 者 名	住 所
①	株式会社KADOKAWA	東京都千代田区富士見2丁目13番3号
②	株式会社大広	大阪府大阪市北区中之島2丁目2番7号

2. 指名停止措置期間

- ①の業者 令和4年10月28日 から 令和5年1月27日 まで（3ヶ月）
②の業者 令和4年10月28日 から 令和4年11月27日 まで（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

上記①の有資格業者である(株)KADOKAWAの代表役員等（元取締役会長）及び一般役員等（元専務執行役員）は、令和元年9月から令和3年1月にかけて、令和3年に開催された、第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会におけるスポンサー選定などで有利な取り計らいを受けるために、当時の大会組織委員会理事らに組織委員会側に対する働きかけを依頼し、その謝礼として約6,900万円を渡したとして、元専務執行役員が令和4年9月6日に、元取締役会長が令和4年9月14日に贈賄容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕された。

また、上記②の有資格業者である(株)大広の一般役員等（執行役員）は、令和元年9月から令和4年2月にかけて、令和3年に開催された、第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会における大会スポンサーの契約業務などを担当する販売協力代理店に選定されるよう、当時の大会組織委員会理事らに組織委員会のマーケティング専任代理店側に対する働きかけを依頼し、その謝礼として約600万円を渡したとして、令和4年9月27日、贈賄容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号イ及びロ、並びに「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号イ及びロに該当する。

<措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(賄賂) 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局
高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)
(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長 半田 達也 (内線2511)
総務部経理調達課長 大谷 繁 (内線6311)
○総務部契約課課長補佐 畠山 晋一 (内線2512)